

行政サービス

市税・介護保険料の納付 および相談窓口

▽日曜窓口

〔日時〕5月21日(日)午前10時～午後4時、28日(日)午前8時30分～午後5時

▽夜間窓口

〔日時〕5月25日(木)午後8時～

〔会場〕収納課

なお、平成18年度固定資産税・都市計画税(第1期分)、平成18年度軽自動車税(定期分)は、5月31日(木)までに納めてください。※納付には、便利で納め忘れない口座振替をご利用ください。

〔問い合わせ〕収納課

新築・増築の家屋調査にご協力ください

新築・増築の家屋調査のため、固定資産評価補助員(市職員)が伺います。

その際には、床・壁・天井の仕上げ等家屋内部の調査をさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。また、建築図面等の準備もお願いします。

平成18年中に取り壊した家屋については、平成19年度の固定資産税・都市計画税は課税されません。登記・未登記にかかわらず課税課へご連絡ください。

〔問い合わせ〕課税課

福祉用具購入および住宅改修を行う場合はご注意ください

要介護(要支援)認定を受け

ている方が福祉用具購入や住宅改修を行う場合、または要介護認定で自立と認定された方が住宅改修を行う場合、費用の一部を助成しますが、その際は次の点にご注意ください。

〔福祉用具購入〕東京都の指定を受けた特定福祉用具販売事業者から購入してください。

〔住宅改修〕工事中の事前申請が必要です。

〔問い合わせ〕高齢福祉課

都市計画公園・緑地の優先整備区域

都市計画公園・緑地の整備を計画的・効率的に推進するため、都区市町が共同で整備方針を策定し、今後10年間に優先的に整備に着手する予定の「優先整備区域」等を定めました。市内では「寺前第一公園」と「第三耕地公園」の2つの都市計画公園区域が優先整備区域として選定されました。

また、優先整備区域以外の区域に限り、現在「2階建てまで」としている建築制限が「3階建てまで」となります(6月1日からの施行を予定)。

整備方針は、計画課または都市整備局のホームページ(<http://www.toshiseibi.metro.tyoto.jp/>)でご覧いただけます。

〔問い合わせ〕計画課または東京都都市整備局公園緑地計画担当(5388)3264

「存じますか? 検察審査会

交通事故、詐欺などの被害に

遭ったのに、検察官がその事件を裁判にかけてくれない。このような不服を持っている人のために「検察審査会」があります。費用は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。検察審査会では11人の審査員が事件の審査に当たります。

審査員は、選挙権を持っている皆さんの中から「くじ」で選ばれます。審査員に選ばれたときには、ご協力をお願いします。

〔問い合わせ〕八王子検察審査会事務局(042)642)5195

会社などを退職した時などは国民年金の手続きをお忘れなく

▽20歳以上60歳未満で会社などを退職する方 国民年金第2号被保険者(厚生年金加入者等)から第1号被保険者(厚生年金加入者)へ変更する必要があります。この場合、手続きを保険年金課で行ってください。

▽引き続き厚生年金保険の事業所に再就職する方 引き続き厚生年金保険に加入することになりますので、再就職先の事業所を管轄する社会保険事務所へ事業主の方が手続きを行います。

▽退職後、国民年金第2号被保険者の方の被扶養配偶者となる方 配偶者の方の勤務先へ手続きの申し出をし、勤務先の事業主の方が管轄する社会保険事務所へ手続きを行います。

〔問い合わせ〕府中社会保険事務所(042)361)1011

地震計の作動テストを5月31日(水)午前11時に実施します

平成18年3月末に、狛江市計測震度計(地震計)を市役所敷地内に新設しました。6月下旬までに、気象庁における登録業務を完了し、気象庁が発表する地震速報に、



震度1を計測した時の様子

また、震度4以上の場合には、市内にある防災行政無線のスピーカーから、一斉放送を行います。この作動テスト放送を実施しますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

〔問い合わせ〕総務防災課

障害・遺族基礎年金等の受給要件の特例措置が延長になります

障害基礎年金や遺族基礎年金等を受けるためには、初診日(死亡日の属する月の前々月以前)の被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間、の2以上が必要で、

これについて、初診日(死亡日)が平成18年4月1日前までであれば、初診日(死亡日)の属する月の前々月までの1年間、に保険料の未納期間がなければよいという特例措置が行われていた。この特例措置が、10年間延長され平成28年4月1日までとなりました。

〔問い合わせ〕ねんきんダイヤル(0570)1165

審議会等々の公開

【第1回狛江市市民参加と市民協働に関する審議会】

〔日時〕5月29日(月)午後7時から

〔会場〕4階特別会議室

〔諮問事項〕市民参加と市民協働に関する指針の検討・市民参加と市民協働の実施状況に関する総合的評価の実施・市民参加と市民協働の推進の検討

〔問い合わせ〕市民協働課

【狛江市社会教育委員の会議】

〔日時〕5月24日(水)午後6時30分から

〔会場〕304会議室

【狛江市選挙管理委員会】

〔日時〕5月18日(木)午前10時から

〔会場〕3階選挙管理委員会事務局



—その148—

戦後間もない頃

昭和25年 狛江

昭和25年、村の人口1万124人、世帯数2,133(国勢調査)、戦後間もないこともあって、すべてが貧しかった。

農家は一生懸命作物を作っても、供出割り当てがあつて、米、

麦、馬鈴薯、甘藷は自由に売ることができなかった。その代わり窒素、燐酸、加里などの肥料

や、時には酒、自転車、地下足袋、作業ズボンなどを配給された

が、それでは足りず、荷車やリヤカーに肥え桶とひしゃくを

積んで、世田谷や渋谷の方まで肥やし汲みに行った。

非農家の食料難も大変だった。米は勿論のこと、味噌、醤油、砂糖、食用油、酒類はみな配給

制だから、主要食糧、家庭用品、砂糖、油脂類などの購入通帳があつて、それを持っていかないと

れば買えなかったし、外食を主とするものには外食通帳があつて、外食券を持っていかなくては

街の食堂で食事をすることができなかった。

配給制度は食糧だけではない。木炭も石炭も、丸首シャツやラ

ンニングシャツでさえ配給制、

村に割り当てられたオーバーは

わずか五着、どうやって分けた

のだろうか。欲しくても、買えない世の中だった。

戦争が終わって五年目、村に

復員者が361人、引揚者が372人、戦没者が160人、被災者が1,161人いたが、激しいインフレーションと物不足の中で、援護物資は少ない。

定職の確保もできないから、国は失業対策事業として日雇い労働者に日給を払って公共事業にあたらせた。何の技術も持っていない労働者だったが、当時1日働いて240円支給された

のでニコヨンと言われていた。それでも道路造りなど公共事業では大きな働きをしていた。

この年の12月、日頃の生活苦に耐え兼ねた日雇い労働者は、

東京都や狛江村など各村々に越年資金として1人3,000円を要求した。村では議会に諮つ

たうえ「村人については生活扶助

助で対応するが、村人以外はた

またま仕事場が狛江村にあつた

だけなのだから支給するのは筋

違いだ」と断っている。要求書

の中に「アブレをなくせ・完全

就労」「俺たちを定職につかせ

ろ」「12月からは日曜も働かせ

ろ」「加配米を全部米で配給せ

よ」などと書かれていて、当時

の切実な状況が伝わってくる。

戦災ですべてを失った狛江小

学校も順次復興校舎を建て、平

屋の校舎が校庭の周囲を埋め尽

くした。もうこれ以上建てよう

がないことから、前年開設した

和泉分校が独立して狛江第二小

学校になったのもこの年である。

1年生から5年生までの各学年

2学級ずつで、6年生はいなか

ったが、普通教室9、職員室1、

特別教室は一つもなかった。

井上 孝

(狛江市文化財専門委員)